

## コンテンツ・ツーリズム学会会則

### (名称)

第1条 本会は、コンテンツ・ツーリズム学会(The Academy of Contents Tourism: 略称「ACT」)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、コンテンツを活用し観光振興および地域活性化の研究と実践のため以下の活動を行う。

- ①コンテンツ・ツーリズム推進のための実践活動
- ②コンテンツ・ツーリズムに関する学際的研究
- ③コンテンツ・ツーリズムに関する政策提言と地域貢献
- ④コンテンツを活用し地域活性化に取り組む地域間の協力体制の構築

### (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①年次大会およびその他の学術的会合の開催
- ②機関誌、情報誌、および学術図書等の刊行
- ③地域調査・研究、地域連携、政策提言の実施、およびその成果の公表
- ④講演会、研修セミナーの開催
- ⑤国内外の研究ネットワークの形成
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業および活動

### (会員の種類)

第4条 本会の会員は次の4種とする。

- ①個人会員 本会の趣旨に賛同する者
- ②学生会員 本会の趣旨に賛同する学生・留学生
- ③団体会員 本会の趣旨に賛同する法人・団体
- ④特別賛助会員 本会の趣旨に賛同し特別な支援をする法人・団体

### (会員の入会)

第5条 本会の入会を希望するものは、所定の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務)

第6条 本会の会員は会則および議決を遵守しなければならない。  
2 会員は所定の会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員で退会しようとする者は理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員は理事会の議を経て会長がこれを除名することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- |       |       |
|-------|-------|
| ①会長   | 1名    |
| ②副会長  | 2名以内  |
| ③常務理事 | 3名以内  |
| ④理事   | 20名以内 |
| ⑤事務局長 | 1名    |
| ⑥監事   | 2名    |

(役員を選任)

第10条 役員を選任は次の通りとする。

- ①会長および副会長は、理事の中で互選する。
- ②監事は理事を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

- ①会長は本会を代表し会務を総括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する。
- ③理事は会長および副会長を補佐し、日常の会務に従事する。同時にまた、理事会および総会の決議した事項を処理し執行する。
- ④監事は本会の事業および会計について監査し、その結果を理事会および総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、その再任を妨げない。副会長、理事及び監事の再任は68歳未満の者とする。

(顧問)

第13条 本会に貢献実績のあるものとし、理事会の承認により顧問を置くことができる。

(議決機関)

第14条 本会の議決機関として総会および理事会を置く。

- ①総会は会員をもって構成し、本会の最高議決機関としてその事業および運営に関する重要事項を審議決定する。
- ②理事会は本会の最高執行機関として本会の事業と運営の責任を負う。

(総会)

第15条 通常総会は毎年1回、会長が召集し、次の事項を処理する。

- ①事業報告および収支決算
- ②事業計画および収支予算
- ③役員を選任
- ④その他理事会あるいは総会において必要と認められた事項

(理事会)

第16条 理事会は毎年2回以上、会長が召集し、次の事項を処理する。

- ①理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、理事会を開き議決とすることができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- ②理事会の議長は会長があたり、会長に事故がある場合は副会長があたる。
- ③理事会は出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(資産)

第17条 本会の資産は次のとおりとする。

- ①会費
- ②事業に伴う収入
- ③寄付金
- ④寄付された物品
- ⑤その他の収入

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(所在および事務局)

第19条 本会の所在および事務局は次のとおりとする。

文教大学国際学部・清水究室内  
コンテンツ・ツーリズム学会

(解散)

第20条 本会の解散を、理事会の提案により、総会の出席者の3分の2以上で決議できる。

附則

本会則は2024年6月30日より施行する。